

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(11月分)

令和5年11月30日現在

■令和5年11月1日～令和5年11月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月17日	特商法の抜本的改正を求める会長声明	和歌山弁護士会 会長 藤井 友彦	<p>特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)は、平成28年に改正され、その際の附則で、法施行後5年を経過した場合において、改正後の特商法の施行状況に検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づき所要の措置を講ずる、と定められた。上記法改正から5年が経過した現在、消費者被害の防止を実効あるものとするため、「所要の措置」として特商法を早急に改正する必要がある。</p> <p>(1)特商法の訪問販売について、訪問販売を拒絶する意思を明らかにしたステッカー等の貼付等の事実をもって、契約締結の意思がないことを消費者が示したもとして、事業者によるこれ以上の勧誘が禁止されることを明文で規定すべきである。また、電話勧誘販売にあっては、Do-Not-Call制度を設け、消費者が電話勧誘を受けることを拒絶することのできる仕組みを整備すべきである。</p> <p>(2)通信販売について、近年、その不意打ち性の程度は訪問販売や電話勧誘販売と変わりはないといえる。そこで、訪問販売や電話勧誘販売と同様の行政規制や、クーリング・オフ制度、不実告知による取消権といった民事規制が、全面的に取り入れられるべきである。</p> <p>(3)連鎖販売取引について、いわゆる「モノなしマルチ」によるトラブルが後を絶たず、勧誘者の素性が明らかでないことも多い。そこで、開業規制、すなわち国が連鎖販売取引業の適正性や適法性を事前に審査する制度を導入するべきである。さらに、近年増加している、紹介料等の特定利益の提示による勧誘を物品販売等の契約の後に行う、いわゆる「後出しマルチ」は、その危険性は通常の連鎖販売取引と異なるものではなく、連鎖販売取引の一類型として明文化して規制すべきである。</p>
11月20日	SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策等を求める決議	中国地方弁護士会連合会 理事長 久笠 信雄	<p>中国地方弁護士会連合会は、総務省、消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、以下のことを行うよう求める。</p> <p>1 総務省、消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、以下の点につき調査すること</p> <p>(1)ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないもの。)が詐欺行為や消費者被害(以下「詐欺行為等」という。)の誘引手段として使用されている実態</p> <p>(2)SNS事業者による本人確認の実態及びその記録の保管状況</p> <p>(3)SNS利用者を特定する情報について、弁護士法第23条の2に基づく照会がなされた場合のSNS事業者の対応状況</p> <p>2 総務省に対し、上記1の調査を踏まえ、SNSを詐欺行為等のツールとして利用させないための被害予防及び被害回復に向けた実効性のある対策を講じること</p> <p>3 消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、上記1の調査を踏まえ、総務省が上記2の実効性ある対策を速やかに講じるべく、総務省に対する適切な働きかけ又は意見表明を実施すること</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月29日	「詐欺的な定期購入商法」の被害に対応するための緊急法整備を求める意見書	大阪弁護士会 会長 三木 秀夫	<p>国は、インターネット上の詐欺的な定期購入商法被害の防止等を目的として行われた特定商取引法の改正後にも、定期購入商法被害が減少せず逆に大幅に増加している事態に対して、直ちに以下の法令改正等の法整備を行うべきである。</p> <p>1 広告に関する規制の整備等</p> <p>(1) 通信販売の広告における表示義務(特定商取引法第11条)に関し、①商品・特定権利・役務の「分量」を表示対象に追加すること、②支払総額・引渡し総数量及び引渡し総回数が表示義務の内容であることを同法に明記すること、③同条に掲げる事項について人を誤認させることを禁止する規定を設けること。</p> <p>(2) 通信販売の広告において、初回分の価格が特別に有利であるかのような表示や「お試し」等の定期購入契約であることと矛盾する表示、または初回分の価格・数量と2回目以降の価格・数量・回数を分離して表示する方法が、人を誤認させるものであって禁止されることを施行規則に明記すること。</p> <p>(3) 通信販売を行う販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という。)が、特定商取引法第11条の表示義務に反し、若しくは同条に掲げる事項又は商品の品質・効能若しくは役務の内容・効果に関する表示事項等について人を誤認させるような表示を行ったことにより、消費者が誤認して契約を締結したときは、これを取り消すことができる旨の規定を設けること。</p> <p>(4) インターネット通信販売について、販売業者等が、広告画面(アフィリエイト広告を含む。)及び勧誘動画等を表示しなくなった時から1年間保存し、消費者の請求に応じて開示する義務を定めること。</p> <p>2 特定申込画面に関する規制の整備</p> <p>(1) 通信販売における特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面(以下、同映像面を「特定申込画面」という。)について、①初回分の価格・数量と2回目以降の価格・数量・回数を分離して表示する方法を禁止すること、②支払総額、引渡し総数量及び引渡し総回数を消費者が見やすい位置に消費者が容易に認識できるよう表示すべきことを施行規則に明記すること。</p> <p>(2) インターネット通信販売について、販売業者等が、特定申込画面を表示しなくなった時から1年間保存し、消費者の請求に応じて開示する義務を定めること。</p> <p>(3) インターネット通信販売について、販売業者等が、特定申込画面を通じて契約申込みを受けたときは、消費者に対し、契約内容を最終的に表示した画面を遅滞なく電磁的方法により提供する義務及び義務違反の場合は一定期間当該契約を解除できる旨の規定を設けること。</p> <p>3 定期購入契約における中途解約・損害賠償の制限等</p> <p>(1) 消費者による中途解約権及び消費者が中途解約をする場合の損害賠償額の上限規定を設けること。</p> <p>(2) 販売業者等が消費者に任意解約権を設定する場合、契約申込場面と同様の方法による解約申出方法を設定する義務を規定すること。</p> <p>4 決済業者による加盟店管理</p> <p>インターネットを利用した通信販売について、いわゆる「後払い決済サービス業者」に対し、特定商取引法の定める各規定について、販売業者等の履践状況(遵守体制及び遵守状況)を審査・監督する義務を課する規定を早急に整備すること。</p>
11月30日	金融経済教育推進機構に関する意見書	先物取引被害全国研究会 代表 平田 元秀 事務局長 安田 孝弘	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年11月20日成立)により創設される金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)の設立及び運営に関し、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>1. 機構の人的体制及び認定アドバイザーの仕組みの構築について</p> <p>・機構の創設に当たり、どのような立場の者が、発起人、機構への政府以外の出資者、理事長、監事、運営委員会委員、理事となるのか、具体的な職員の数や派遣・出向元の態勢、業務の委託先等の具体的な組織及び運営の体制整備はどうなるのかといった点は、極めて重要であるところ、これらの体制整備に当たっては、機構の推進する国民的規模での金融経済教育が、投資推進に偏った制度運用とならないようにするため、全国銀行協会や日本証券業協会等の、投資を推進することに利害を有する業界団体ではなく、これまで金融広報中央委員会を運営してきた日本銀行に大きな役割を持たせる等、機構の中立性を害することのない体制が構築されるべきである。</p> <p>・政府の構想では、機構が認定するアドバイザーが、「顧客の立場に立ったアドバイザー」として、学校や企業等を対象に出張事業やセミナーを幅広く実施するとともに、個人に対する個別相談に応じる予定となっているところ、上記と同様の観点から、機構がアドバイザーを認定するに当たり、認定アドバイザーと業界団体との間に利害関係が生じたり、認定アドバイザーと金融経済教育を受ける者又は相談する個人との間に、利害相反が生じない仕組みとすべきである。</p> <p>2. 機構の業務について</p> <p>・政府は、機構が金融経済教育を推進していくに当たり、資産形成に関する教育にも力を入れていく一方で、消費者教育の視点を重視し、詐欺的な投資勧誘等の金融トラブルに遭わないための教育等にも、バランス良く取り組んで行くところであるが、機構の進める教育・助言等の活動においては、衆議院財務金融委員会の附帯決議も踏まえ、利益が見込めると謳う投資等取引に対する批判的かつ多角的な判断力を涵養することを支援するとともに、悪質取引被害の防止に必要な知識・情報や助言を、消費者庁を始めとする関係機関と緊密に連携しつつ、デジタル技術を積極的に利活用しながら、適時・適切に提供する仕組みを整えることに、最大限注力すべきである。</p> <p>・商品先物取引その他の投機取引は、国民にとって、自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考慮すれば、一生、これを行う必要など認められないという者がほとんどであると考えられる。そこで、商品先物取引その他の投機取引が機構の学校や企業等への講座展開の中で紹介される場合は、被害防止の観点から、被害実態、悪質業者の手口の紹介などが行われるべきであって、間違っても、将来の参加を考えての情報提供の趣旨となることのないよう、業務方法の規制が行われるべきである。</p>

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月22日	【参考送付】カルト問題に対して継続的に取り組む組織等を創設することを求める提言	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>霊感商法等の悪質商法及びその他反社会的な宗教問題による深刻な被害の実効的な救済及び防止に向けて、その背景にあるカルト問題を含めて抜本的な対策をとる必要があることから、以下の取組を行うべきであり、そのために適切な主管省庁の下に、被害の救済及び防止を目的とした省庁横断的な常設対応組織等を創設することを提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国が関与する各種相談等によって集積された情報に基づく被害救済及び防止に向けた分析 2. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行状況等の検討及び必要な措置の立案及び実施 3. カルト被害に対する注意喚起及び予防のための広報 4. 被害者への支援体制の整備 5. カルト被害を生じさせた団体からの離脱者へのケア及び支援体制の整備 6. カルト問題に取り組む民間団体との協業及び民間団体への財政支援
11月27日	【参考送付】桃井眞理子氏が副反応検討部会部会長在任中から中外製薬社外取締役への就任を予定していた件に関する要請書～委員退任後の利益相反を管理する必要性について～	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>桃井眞理子氏が副反応検討部会部会長在任中から中外製薬の社外取締役への就任を予定しており、実際にその退任直後に同社の社外取締役に就任した利益相反問題について、以下のとおり要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会部会長であった桃井眞理子氏と中外製薬株式会社もしくはその関係者が、同氏の同社社外取締役への就任に関する協議を開始した時期及びその経緯、更には同氏が退任後に同社社外取締役に就任する可能性があることを厚生労働省関係者が認識した時期及びその経緯を、それぞれ調査して公表すること 2. 副反応検討部会を始めとする厚生労働省の薬事に関連する審議会委員が退任後2年未満に製薬企業等の審議会と利害関係を有する企業へ就職した事例とその報酬供与等の状況に関する過去の状況を調査し、公表すること 3. 委員による利益相反を防止するために、委員退任後の就職制限をも視野に入れた形で、予防接種・ワクチン分科会参加規程及び薬事分科会審議参加規程を見直すこと
11月27日	【参考送付】HPVワクチンのキャッチアップ接種の問題点ーそれでもキャッチアップ接種しますか？ー	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	<p>HPVワクチンの積極的な接種勧奨が控えられていた期間中に、定期接種の対象年齢(小学校6年から高校1年相当)だった未接種の方が、無料でHPVワクチンの接種を受けられる「キャッチアップ接種」が行われているが、問題点に関する情報提供が不十分であるため、以下に問題点を簡略に整理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも21歳以降の初回接種の有効性は示されていない 2. HPVワクチンに深刻な副反応がある 3. キャッチアップ接種でも新しい被害者が生まれている 4. 集団接種は予防接種法に照らして問題がある

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から1件の意見等が寄せられました(内訳: 表示関係(食品表示を除く):1件)。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。